

香川高等専門学校いじめ防止対策室規程

平成 27 年 3 月 3 日制定

令和 2 年 7 月 16 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 18 条第 1 項第三号の規定に基づき、香川高等専門学校いじめ防止対策室（以下「対策室」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 対策室は、必要に応じて関係者・関係組織と情報を共有しながら、香川高等専門学校（以下「本校」という。）におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 対策室は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 いじめの未然防止及び早期発見に関すること。
- 二 いじめが生じた際の調査報告
- 三 いじめの被害者とその保護者に対する支援に関すること。
- 四 いじめの加害者とその保護者に対する対応に関すること。
- 五 その他対策室の目的達成に必要な業務

(組織)

第 4 条 対策室は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学生主事，学生副主事及び主事補
- 二 学生相談室長及び室員
- 三 寮務主事，寮務副主事及び主事補
- 四 担任・科目担当教員・部活動顧問
- 五 看護師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- 六 学務課または学生課職員
- 七 その他室長が必要と認め指名する者（学外者も含む。）

(室長)

第 5 条 室長は、当該キャンパスの学生主事をもって充てる。

- 2 室長は、構成員と連携をとりながら、当該学生の事案に応じた必要ないじめサポートチームを構成して対応する。
- 3 室長は、対策室及びいじめサポートチームを招集し、その議長となる。
- 4 室長に事故があるときは、あらかじめ室長の指名する構成員がその職務を代行する。

(事務)

第 6 条 対策室に係る事務は、学務課及び学生課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、対策室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 16 日から施行し、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。